

高松市監査委員告示第1号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年1月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同		大	西	均
同		大	西	智
同		山	下	誠

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)

(令和6年1月31日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	R4	R4.6.30	第15号	意見	グリーン購入推進への率先した取組について	P10	環境局	ゼロカーボンシティ推進課	R5.12.19
2		R5.2.28	第3号	意見【重点】	ユニバーサルデザインに配慮した印刷物の作成について	P5	財政局	契約監理課	R6.1.9
3	R5	R5.6.30	第15号	意見	一者見積りを有効とする場合の見積徴収実施方法について	P6	都市整備局	道路整備課	R5.12.20

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「令和4年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

＜参考＞令和4年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和4年度の重点取組事項

ユニバーサルデザインの考え方に基づいた印刷物等による情報提供について

本市においては、「高松市ユニバーサルデザイン基本指針」、「高松市ユニバーサルデザイン推進マニュアル」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めている。

基本指針では、取り組むべき分野を「ひとづくり」「情報・サービス」等の4つに分類しており、そのうち「情報・サービス」の分野では、「専門用語の使用を控え、相手の状況に合わせた親切で分かりやすい説明を心がける」とされ、誰にとってもわかりやすい情報提供をすることが求められている。

これにより、ホームページ等を活用した情報発信を積極的に行っている一方で、情報格差への取組の一つとして、紙媒体である印刷物も多く利用されている。

そこで、本市が発行している印刷物や公共施設での案内表示等について、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが必要な情報をすぐに理解できるよう作成又は標示され、効果的・効率的に提供されているか等の観点から、監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査対象	令和4年度／環境局		
告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	令和4年6月30日
区分	意見		
意見の項目	グリーン購入推進への率先した取組について		
意見の内容	グリーン購入の推進を図る環境局所管課として、再生紙による印刷物の発注を含め、環境に配慮した取組に率先して努められたい。		
公表文該当 ページ	P10		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20220630teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年12月19日
所管課等	環境局 ゼロカーボンシティ推進課
措置結果	<p>本件意見については、令和4年7月に、業務マニュアルに当該事例を追加し、同様の誤りが発生しないよう、注意喚起を行った上で、選択可能なものは全てグリーン購入適合品での発注を行うこととしている。</p> <p>今後も、グリーン購入を推進する所管課として、環境に配慮した発注を徹底する。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和4年度／財政局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	令和5年2月28日
区分	意見【重点】		
意見の項目	ユニバーサルデザインに配慮した印刷物の作成について		
意見の内容	印刷物の作成については、情報の対象者を意識し、よりわかりやすく情報提供が行えるよう、各所属に示す印刷仕様書の様式等に、ユニバーサルデザインに配慮する旨の内容を記載することを検討されたい。		
公表文該当 ページ	P5		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20230228teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年1月9日
所管課等	財政局 契約監理課
措置結果	本件意見については、令和5年4月から、ユニバーサルデザインに配慮した内容で仕様書を作成するよう、印刷マニュアル及びチェックリストを見直し、運用している。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	令和5年6月30日
区分	意見		
意見の項目	一者見積りを有効とする場合の見積徴取実施方法について		
意見の内容	見積参加業者が1者となった場合においても実施する見積徴取については、郵送等による期間見積など、当該1者のみが見積書を提出している事実を認識できない方法を取り入れるなど、競争性の確保に努められたい。		
公表文該当 ページ	P6		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20230630teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年12月20日
所管課等	都市整備局 道路整備課
措置結果	本件意見については、令和5年7月から、見積徴取を行う全案件を期間見積に改めることにより、指名替えによる再見積りが実施できないなど、やむを得ず一者見積りを有効とする場合においても、見積参加者が、自己のみであるという事実を認識できないようにすることで、競争性が確保できるようにした。